


事務所費

年月日：2023年(R5)3月27日  
 内容：電気料金 2023年3月分  
 充当割合：2,271円 (2,650円×6/7)  
 充当理由：政務活動費として6/7充当した。

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気ご使用量のお知らせ (検針票) <span style="float: right;">いつもご利用いただきありがとうございます。</span>									
玉城 武光 様 コーポ大照 1-B									
電気番号				店所 作業区		ご契約種別			
画番号	家番号	枝	CD	224 5251		2000			
26622	61	1	4			従量電灯			
供給地点特定番号：10-0002-6622-0008-1140-0000									
ご使用量		計 106 kWh			令和 5年 3月分		ご利用期間 2月23日～ 3月23日 お支払期日 4月24日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります		
今月検針日 3月24日		翌月検針日 4月26日						ご参考使用量(kWh)	
今回指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量	計器番号	取替前使用量	前月	前年同月		
主 14474.0	14368.0		106	6552683		94	105		
ご請求金額		2,650 円							
(再エネ賦課金)		(再掲) 365 円							
燃料費調整単価					再エネ賦課金単価				
当月分		翌月分		当月分		翌月分			
0kWh～10kWh		- 30円22銭		- 30円22銭		+34円50銭		+34円50銭	
11kWh以上(1kWhにつき)		- 3円02銭		- 3円02銭		+ 3円45銭		+ 3円45銭	
国の支援で使用量1kWhあたり低圧7円、高圧3.5円値引きしています。									
 沖縄電力株式会社 検針員				お問い合わせ先/コールセンター 料金 0120-586-391 引越 0120-586-390 停電・緊急 0120-586-701 (1P電話) 098-993-7777					
※本票により集金員が収納することはありません。									

電気料金払込受領証

玉城 武光 様		
電気番号	26622- 61-1-4	
ご契約種別	従量電灯	
	令和 5年 3月分	
領収金額	2,650 円	
料金	2,285 円	
再エネ賦課金	365 円	
[再掲]		
消費税等相当額	240 円	
燃料費調整額	-320.14 円	
ご使用量 106 kWh		
※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)		
支払期日	4月24日	 日 附 印
金融機関 取扱期限日	5月2日	
コンビニ等 取扱期限日	5月14日	
沖縄電力株式会社		収入印紙貼付欄

事務所費

すべて政務活動費として6/7充当

- ① 2022年 11月1日 10月分水道料金 1,006円 (1,174×6/7)
- ② 2022年 11月29日 11月分水道料金 1,006円 (1,174×6/7)
- ③ 2022年 12月31日 12月分水道料金 1,006円 (1,174×6/7)

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所  
字照屋305番地の1  
コーポ大てる1-B

水料金	409-0159-02 令和 4年10月分	2 円	内消費税額	
納付金額	1,174 円		106 円	
支払期日	*****		*****	
合計金額	1,174 円		106 円	

納付期限  
令和 4年11月15日

上記の金額を領収しました。  
R04.09.06 ~ R04.10.05

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所  
字照屋305番地の1  
コーポ大てる1-B

水料金	409-0159-02 令和 4年11月分	1 円	内消費税額	
納付金額	1,174 円		106 円	
支払期日	*****		*****	
合計金額	1,174 円		106 円	

納付期限  
令和 4年12月15日

上記の金額を領収しました。  
R04.10.05 ~ R04.11.05

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所  
字照屋305番地の1  
コーポ大てる1-B

水料金	409-0159-02 令和 4年12月分	1 円	内消費税額	
納付金額	1,174 円		106 円	
支払期日	*****		*****	
合計金額	1,174 円		106 円	

納付期限  
令和 5年 1月16日

上記の金額を領収しました。  
R04.11.05 ~ R04.12.05

南都水道企業団 企業長 金城 政光  
取納代行 DSK電算システム

領収日付印  
この領収証は、後日の紛争を避けるために必ず領収書としてください。  
●金額を訂正したものは、領収日付印の捺印がないものは無効です。  
※領収書の日付は領収に捺印する必要があります。

南都水道企業団 企業長 金城 政光  
取納代行 DSK電算システム

領収日付印  
●この領収証は、後日の紛争を避けるために必ず領収書としてください。  
●金額を訂正したものは、領収日付印の捺印がないものは無効です。  
※領収書の日付は領収に捺印する必要があります。

南都水道企業団 企業長 金城 政光  
取納代行 DSK電算システム

領収日付印  
●この領収証は、後日の紛争を避けるために必ず領収書としてください。  
●金額を訂正したものは、領収日付印の捺印がないものは無効です。  
※領収書の日付は領収に捺印する必要があります。

すべて政務活動費として6/7充当

④ 2023年1月25日 1月分水道料金 1,006円 (1,174 × 6/7)

⑤ 2023年2月25日 2月分水道料金 1,006円 (1,174 × 6/7)

⑥ 2022年3月28日 3月分水道料金 1,006円 (1,174 × 6/7)

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所  
宇照屋305番地の1  
コーポ大てる1-B

水指番号	409-0159-02	令和 5年 1月分
使用水量	1 ㎡	内消費税額
基本料金	1,174 円	106 円
基本使用料	*****	*****
合計金額	1,174 円	106 円

納付期限  
令和 5年 2月15日

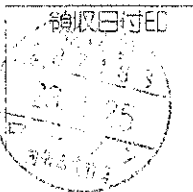
上記の金額を領収しました。  
R04.12.05 ~ R05.01.05

南部水道企業団  
企業長 金城 政光

南部水道  
企業団  
企業長印

収納代行 DSK電算システム

- この領収証は、後日の紛争を避けるために5年間  
簡保保存してください。
  - 金額を訂正したものの、  
収日付印の捺印のない  
ものは無効です。
- お問、合わせの箇所は裏面  
に記載しております。



水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所  
宇照屋305番地の1  
コーポ大てる1-B

水指番号	409-0159-02	令和 5年 2月分
使用水量	2 ㎡	内消費税額
基本料金	1,174 円	106 円
基本使用料	*****	*****
合計金額	1,174 円	106 円

納付期限  
令和 5年 3月15日

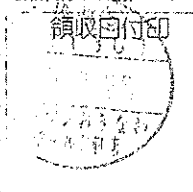
上記の金額を領収しました。  
R05.01.05 ~ R05.02.05

南部水道企業団  
企業長 金城 政光

南部水道  
企業団  
企業長印

収納代行 DSK電算システム

- この領収証は、後日の紛争を避けるために5年間  
簡保保存してください。
  - 金額を訂正したものの、  
収日付印の捺印のない  
ものは無効です。
- お問、合わせの箇所は裏面  
に記載しております。



水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所  
宇照屋305番地の1  
コーポ大てる1-B

水指番号	409-0159-02	令和 5年 3月分
使用水量	1 ㎡	内消費税額
基本料金	1,174 円	106 円
基本使用料	*****	*****
合計金額	1,174 円	106 円

納付期限  
令和 5年 4月17日

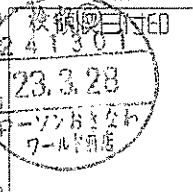
上記の金額を領収しました。  
R05.02.05 ~ R05.03.05

南部水道企業団  
企業長 金城 政光

南部水道  
企業団  
企業長印

収納代行 DSK電算システム

- この領収証は、後日の紛争を避けるために5年間  
簡保保存してください。
  - 金額を訂正したものの、  
収日付印の捺印のない  
ものは無効です。
- お問、合わせの箇所は裏面  
に記載しております。



# 事務所概要申告票

議員名 玉城 武光

## 1. 物件の所在

住所	南風原町字照屋305-1 コーポ大てる1-B
電話番号	098-889-8510

## 2. 所有区分


<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input type="checkbox"/> 専用事務所
<input type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 [REDACTED]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: ) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

玉城 武光 

賃貸人

氏名

[REDACTED]

 印

住所

[REDACTED]

# 事務所費充当状況申告票

議員名 玉城 武光

## 1. 事務所の状況

住所	南風原町字照屋305-1 コーポてる1-B
----	-----------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



## 2. 充当割合とその説明

充当割合	6/7
------	-----

充当割合の説明：

県議事務所として使用しているが、週に1時間あるいは2時間程度、後援会員などの集まりに使うこともある。ただし、7月、8月、9月は参議院選挙、県知事選挙、町議選挙にも事務所として使用したので二分の一とする。

### (関係経費)

家賃(月額)	50,000 円
その他	仲介手数料 10,800 円
	円

### (充当額)

家賃(月額)	42,857 円
その他	仲介手数料 9,257 円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

玉城武光



# 賃貸借契約書

賃借人

契約期間: 29 年 3 月 6 日~

物件名: コーポ大てる 1-B号室

物件住所: 南風原町字照屋305-1

賃借人: 玉城 武光

電気	0120-586-390	賃料支払日 毎月 5日 15日
水道	098-998-2151 南部水道企業団	保証会社 琉球セーフティー(株)
ガス	098-889-6925 農協プロパン	駐車場No.

注意事項

本契約を解約する場合には借主は1ヶ月前までにご連絡ください。  
1カ月に満たない場合には、ご連絡のあった日から1ヶ月分の賃料をお支払いいただきます。

車庫証明の発行を希望される方は保証金をお預かりいたします。  
抹消の手続きが済みましたら保証金の返金をいたします。



## 沖縄県農業協同組合

南風原支店

TEL 098-889-2189

# 賃貸借契約書

◆目的物の表示

免許番号 沖縄県知事(3)3470号

建物	名称: コーポ大てる	1-B 号室
	所在地: 南風原町字照屋305-1	
	構造: RC 造	4 階建て 間取り 1R

◆賃料等

賃料	家賃: 月額 50,000 円	敷金: 50,000 円	
	共益費: 月額 0 円	礼金: 0 円	
	駐車場: 月額 0 円	火災保険: 0 円	
振替	沖縄県農業協同組合	口座番号	賃料支払日
	支店 普通預金	口座名義	5日 15日
使用目的	事務所	保証会社	琉球セーフティー(株)
契約期間	平成 29 年 3 月 6日~ 平成 31 年 3 月 5日まで、以後自動更新		

本契約書の全文を承認し、ここに記名・押印いたします。

平成 29 年 3 月 6 日

貸主(甲) 住所: [REDACTED]  
氏名: [REDACTED]

借主(乙) 前住所: [REDACTED]  
氏名: 王城武光  
TEL: [REDACTED]

連帯保証人 住所: [REDACTED]  
続柄 氏名: [REDACTED]  
[REDACTED] TEL: [REDACTED]

同居者(入居者)・緊急連絡先  
続柄 氏名 TEL

続柄	氏名	TEL	続柄	氏名	TEL

特約事項

1. 継続入居のため、別紙の賃借権譲渡承諾書のとおり、敷金(50,000円)を除いた賃貸借契約の一切を引き継ぐものとする。

管理会社(丙)  
仲介業者

代表者名

取引主任者登録番号  
宅地建物取引主任者

**沖縄県農業協同組合**  
**南風原支店**

代表理事理事長 大城 勉  
南風原町字山川526 098-889-2189  
(沖縄)第 [REDACTED] 号

## 契約事項

## 第1条 (契約の締結)

- 1 貸主(以下「甲」という。 )及び借主(以下「乙」という。 )、管理会社(以下「丙」という。 )は、表記の物件(以下「本物件」という。 )について、賃貸借契約(以下「本契約」という。 )を以下のとおり締結した。

## 第2条 (契約期間)

- 1 契約期間及び本物件の引渡し時期は、表記に記載のとおりとする。
- 2 甲及び乙は、双方からなんら意義の申し出がないとき、本契約はさらに1年間自動的に更新されるものとし、その後もこれに準ずる。

## 第3条 (使用目的)

- 1 乙は、表記に記載する使用目的以外に本物件を使用してはならない。
- 2 乙は、使用目的を変更する場合は、甲又は丙より書面による承諾を得なければならない。

## 第4条 (賃料等及び共益費)

- 1 乙は、表記の記載に従い、賃料等及び、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な水道光熱費に充てる為、共益費を甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、賃料等及び共益費の支払方法について表記に記載する、指定金融機関及び貯金口座からの自動振替支払を甲に依頼する。
- 3 賃料等及び共益費の支払い義務は表記の契約期間の始期日から発生するものとする。但し、1か月に満たない期間の賃料は1か月を30日として日割計算した額とする。
- 4 甲は、次の各号に該当する場合には、契約期間中であっても、賃料等及び共益費の改定をすることができる。
  - (1)土地又は建物に対する租税その他の負担増減により賃料等及び共益費が不相当となった場合。
  - (2)土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料等及び共益費が不相当となった場合。
  - (3)近傍同様の建物の賃料に比較して賃料等及び共益費が不相当となった場合。
  - (4)維持管理の増減により共益費が不相当になった場合。
- 5 甲は、乙が本条第1項の債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し年14%の割合の損害金を加算できるものとする。尚、この場合の計算方法は年365日の日割計算とする。

## 第5条 (負担の帰属)

- 1 乙は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
- 2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
- 3 契約期間中、町内会費・その他本物件に入居し生活するに当たって生じる諸費用、会費等については乙の負担とする。
- 4 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、借戸室に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入する。

## 第6条 (敷金)

- 1 乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
- 2 乙は、本物件を明渡すまでの間、敷金をもって賃料等共益費その他の債務と相殺をすることはできない。
- 3 甲は、本物件の明け渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務(賃料等及び共益費の遅滞・原状回復に要する費用の未払い等)を敷金から控除し、なお残額がある場合には、本物件の明け渡し後、遅滞なくその残額を無利息で乙に返還しなければならない。

## 第7条 (反社会的勢力ではないことの確約)

- 1 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
  - (1)自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。 )ではないこと。
  - (2)甲又は乙が、法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。 )が反社会的勢力ではないこと。
  - (3)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を終結するものではないこと。
  - (4)自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
    - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
    - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。



第8条 (乙の管理義務)

- 1 乙は、本物件及び共用部分その他付属施設を善良なる管理者の注意をもって、使用する義務を負う。乙の責にて本物件に損害を与えた場合は、乙は速やかに原状に回復しなければならない。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結後に甲または丙は、乙へ入居に必要な本物件のカギを貸与する。乙は、これらのカギを善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときには、新たなカギの設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、カギの追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。
- 6 乙は、本物件に入居後、自己の電話番号の変更や勤務先等の変更事由があった場合には、乙は速やかに電話番号及び変更事項等を甲又は丙へ通知しなければならない。

第9条 (禁止又は制限される行為)

- 1 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し又は賃借してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内における工作物の設置をおこなってはならない。
- 3 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
  - (1) 銃砲、刀剣類または暴発性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること。
  - (2) 大型の金庫その他の重量物当を搬入または備え付けること。
  - (3) 配水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
  - (4) 大音量でテレビ・ステレオ・カラオケ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
  - (5) 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育または搬入すること。
  - (6) 反社会的勢力に賃借権を譲渡または転借、出入りさせること。
  - (7) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
  - (8) 本物件または本物件の周辺において、粗野若しくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより付近の住人または通行人に不安を覚えさせること。
- 4 乙は、本物件の使用にあたり、甲または丙の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 階段・廊下等共用部分への物品の設置及び看板・ポスター等の広告物の掲示

第10条 (修繕)

- 1 甲は、本項第1号から第3号に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意または過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
  - (1) 畳の取替・裏返し及び障子紙の張替え、ふすま紙の張替え。
  - (2) 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え及び給水栓、排水栓の取替え。
  - (3) その他費用が軽微な修繕
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲及び丙はあらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、第1項第1号から第3号に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときには乙は、これを賠償する。

第11条 (契約の解除)

- 1 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときには、甲は本契約をなんら催告無しに解除し、即時明け渡し要求をすることができ、乙はこの請求を拒否できない。
  - (1) 第4条(賃料及び共益費)に規定する負担義務。
  - (2) 第10条(修繕)に規定する負担義務。
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
  - (1) 第3条(使用目的)に規定する義務
  - (2) 第8条(乙の管理義務)に規定する義務
  - (3) 第9条(禁止または制限される行為)に規定する義務

第12条 (乙からの解除)

- 1 乙は、甲に対して少なくとも30日前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができる。前項の規定にかかわらず、乙は解約申し入れの日から30日分の賃料(本契約の解約後の賃料等及び共益費相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して30日を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。

第13条 (明渡し及び明渡し時の原状回復)

- 1 乙は、第11条(契約の解除)の規定に基づき、本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明渡ししなければならない。
- 2 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件のカギ及び複製したカギを甲または丙に返還しなければならない。
- 3 本契約終了時に本物件内及び本物件周辺に残置された乙の所有物があるときは、乙がその時点でこれを放棄したとみなし、甲はこれに必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 4 乙は、本契約が終了する日までに(第11条「契約の解除」の規定に基づき本契約が解除された場合においても)通常の使用損耗・経年変化がいについては本物件を原状回復をしなければならない。
- 5 甲及び乙は、本契約時において、本契約に係る明渡し時の原状回復の条件について、別表の記載によることを確認した。
- 6 甲及び乙は、本物件の明渡し時において、別表の記載に基づいて行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。ただし、原状回復の方法は、別表に特段の定めがない限り、甲が工事の手配等を行うものとし、乙は、自らの負担部分に係る費用を甲に対し支払うものとする。

第14条 (立ち入り)

- 1 甲又は丙は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときには、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立ち入りを拒否することはできない。
- 3 甲又は丙は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲または丙は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

第15条 (連帯保証人)

- 1 連帯保証人は、乙と連帯して本契約の合意(自動)更新または法廷更新の如何にかかわらず、本契約が存続する限り、本契約から生ずる一切の債務を負担する。
- 2 乙又は連帯保証人は、連帯保証人が死亡・所在不明・被保佐人・成年被後見人・無資力等の事由により連帯保証の責を果たし得ない状況になった場合は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。この場合、乙は速やかに甲の承諾を得て連帯保証人を追加または変更しなければならない。

第16条 (家賃保証会社)

- 1 本契約は表記記載の家賃保証会社により乙の家賃債務を担保するものとする。
- 2 家賃保証会社の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。

第17条 (契約の消滅及び免責)

- 1 本契約は、天災、地震、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。
- 2 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力が認められる事故(前号の場合を含む)、または甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

第18条 (協議)

甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

第19条 (合意管轄裁判所)

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。



事務費

年月日：2022年(R3)6月15日  
充当割合：4.782円(5,579×6/7)  
内容：事務所電話料金 2022年6月分  
充当理由：政務活動費として6/7充当した

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いのときは左欄を抜きお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らなくても大丈夫。

ご請求先氏名 玉城 武光 様
お客様番号 [REDACTED]
2022年 6月ご請求分 金額(円) ¥5,579-
受取人 NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 (無料) 0800-3335550
領・取 日 附 印 2.6.15
収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様

事務費

年月日：2022年(R3)7月14日  
充当割合：5,529円(6,451×6/7)  
内容：事務所電話料金 2022年7月分  
充当理由：政務活動費として6/7充当した

払込受領証(お客様控)	
受取人	KDDI株式会社
ご請求コード	3094683472
払込人氏名	玉城 武光 様
ご請求年月	2022年 7月
ご請求金額	6,451円 (うち消費税等) *****

上記金額を受領いたしました。  
※金額を訂正したものと及び取扱日付印のないものは無効です。

72176  
収納日付印  
2022.7.14  
収入印紙

事務費

年月日：2022年(R3)10月<sup>17</sup>~~12~~日  
充当割合：5,058円 (5,901×6/7)  
内容：事務所電話料金 2022年10月分  
充当理由：政務活動費として6/7充当した

払込受領証(お客様控)	
受取人	KDDI株式会社
ご請求コード	3094683472
払込人氏名	玉城 武光 様
ご請求年月	2022年10月
ご請求金額	5,901円 (うち消費税等) 30円

上記金額を受領いたしました。  
※金額を訂正したもの及び取扱日付印のないものは無効です。

2022.10.17  
収納日付印

収入印紙

事務費

年月日：2022年（R3）11月17日  
充当割合：5,284円（6,165×6/7）  
内容：事務所電話料金 2022年11月分  
充当理由：政務活動費として6/7充当した

払込受領証（お客様控）	
受取人	KDDI株式会社
ご請求コード	3094683472
払込人氏名	玉城 武光 様
ご請求年月	2022年11月
ご請求金額	6,165円 (うち消費税等) 30円

上記金額を受領いたしました。  
※金額を訂正したものと及び取扱日付印のないものは無効です。

収納日付印  
21/17  
収入印紙

事務費

年月日：2022年(R3)12月19日  
充当割合：5,050円(5,892×6/7)  
内容：事務所電話料金 2022年12月分  
充当理由：政務活動費として6/7充当した

払込受領証(お客様控)	
受取人	
KDDI株式会社	
ご請求コード	
3094683472	
払込人氏名	
玉城 武光 様	
ご請求年月	
2022年12月	
ご請求金額	
5,892円	
(うち消費税等)	30円

上記金額を受領いたしました。  
※金額を訂正したものと及び取扱日付印のないものは無効です。

取納日付印  
2022.12.19  
収入印紙



事務費

年月日：2023年（R3）1月23日  
充当割合：4,709円（5,494×6/7）  
内容：事務所電話料金 2023年1月分  
充当理由：政務活動費として6/7充当した

払込受領証（お客様控）	
受取人	KDDI株式会社
ご請求コード	3094683472
払込人氏名	玉城 武光 様
ご請求年月	2023年 1月
ご請求金額	5,494円
(うち消費税等)	30円

上記金額を受領いたしました。  
※金額を訂正したものと及び取扱日付印のないものは無効です。

収納日付印  
23.1.23  
取入印紙

事務費

年月日：2023年(R3)2月20日  
充当割合：4,740円(5,531×6/7)  
内容：事務所電話料金 2023年2月分  
充当理由：政務活動費として6/7充当した

払込受領証(お客様控)	
受取人	KDDI株式会社
ご請求コード	3094683472
払込人氏名	玉城 武光 様
ご請求年月	2023年 2月
ご請求金額	5,531円
(うち消費税等)	30円

上記金額を受領いたしました。  
※金額を訂正したもの及び取扱日付印のないものは無効です。

取納日付印  
3.2.20  
収入印紙

事務費

年月日：2023年（R3）3月10日  
充当割合：4,657円（5,434×6/7）  
内容：事務所電話料金 2023年3月分  
充当理由：政務活動費として6/7充当した

払込受領証（お客様控）	
受取人	KDDI株式会社
ご請求コード	3094683472
払込人氏名	玉城 武光 様
ご請求年月	2023年 3月
ご請求金額	5,434円
	(うち消費税等) 30円

上記金額を受領いたしました。  
※金額を訂正したものと及び取扱日付印のないものは無効です。

7042  
3.3  
収納日付印  
収入印紙



事務費

年月日：2023年(R5) 1月16日

内容：事務用品(ゼンリン)

充当割合：9,350円 (18,700×1/2)

充当理由：政務活動費として1/2充当した。

AM9 0004258

# 領 収 証

2023年 / 月 / 16日

玉城武光 様

様

(金額の訂正は無効です)

金額	百万	拾万	万	千	百	拾	円
			7	1	8	7	00

[内消費税及び地方消費税

1700円]

上記の金額正に領収致しました。

印  
紙

DT南風原町 20190

株式会社 **ゼンリン**

〒901-0147 沖縄県那覇市宮城1丁目14番25号  
TEL:098-858-2055 , FAX:098-857-3810

担当者

事務費

年月日：2023年(R5)1月19日

内容：事務用品(インク代金)

充当割合：5,657円 (6,600×6/7)

充当理由：政務活動費として6/7充当した。

コードNo. 4743974

領 収 書

No. A 033057

玉城 武光 殿

2023年 1月 19日

金額 ¥6600

但し、インク代金として  
上記金額正に領収致しました。

(上記金額には消費税等  
600円を含みます)

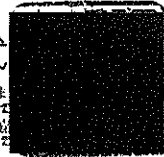
収入印紙

明細	売掛金	その他
入金、R区分		
○ 現金	6600	
小切手		
30 振込		
郵便		
31 手形		
32 相殺		
合計	¥6600	
振込銀行		
手形期日No.	年 月 日No.	



理想沖縄株式会社

本社 沖縄県那覇市おもろまち 909-0006  
 中部営業所 沖縄県沖縄市古謝津島 904-2166



取扱者

金額訂正又は改変したものおよび社印、扱者印のないものは無効です。

事務費

年月日：2022年(R4) 5月31日

内容：事務用品(トナー代金)

充当割合：23,571円 (27,500×6/7)

充当理由：政務活動費として6/7充当した。

コードNo. 0060464

領 収 書

No. A 032775

目今大彦様

上城武光生活相談所 殿

2022年 5月 31日

金額 円 27,500

但し、トナー代として  
上記金額正に領収致しました。

(上記金額には消費税等  
2,500円を含みます)

明細	売掛金	その他
入金、R区分		
30 現金	27,500	
小切手		
振込		
郵振		
31 手形		
32 相殺		
合計	27,500	
振込銀行		
手形期日No.	年 月 日.No.	

収入印紙



理想沖縄株式会社

本社 沖縄県那覇市おもろ  
900-0006  
中部営業所 沖縄県沖縄市古謝津  
904-2166



取扱者

金額訂正又は改変したものおよび社印、扱者印のないものは無効です。





人件費

政務活動にかんする内容のため全額充当

領 収 証

玉城武光事務所様

No. \_\_\_\_\_

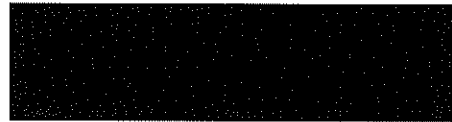
★ 金 80,000円

但し 4月度給与として

2022年5月6日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

取 入  
印 紙



D211R18

領 収 証

玉城武光事務所様

No. \_\_\_\_\_

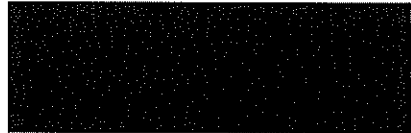
★ 金 80,000円

但し 5月度給与として

2022年6月3日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

取 入  
印 紙



D211R18

領 収 証

玉城武光事務所様

No. \_\_\_\_\_

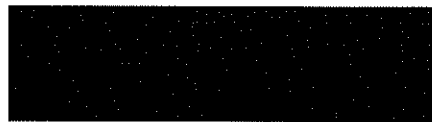
★ 金 80,000円

但し 6月度給与として

2022年7月5日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

取 入  
印 紙



D211R18

人件費

政務活動にかんする内容のため全額充当

領 収 証

玉城武光事務所様

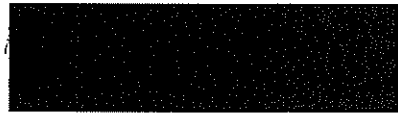
No. \_\_\_\_\_

★ 金 80,000円也  
但し 7月度給与として

2022年 8月 5日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
税率	金額(税抜税込)	
	%	消費税額等

収 入  
印 紙



D211R18

領 収 証

玉城武光事務所様

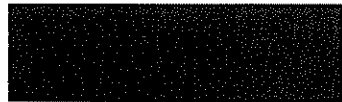
No. \_\_\_\_\_

★ 金 48,000円也  
但し 2月度給与として

2023年 3月 6日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
税率	金額(税抜税込)	
	%	消費税額等

収 入  
印 紙



D211R18

領 収 証

玉城武光事務所様

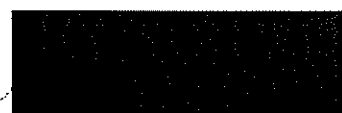
No. \_\_\_\_\_

★ 金 48,000円也  
但し 3月度給与として

2023年 4月 5日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
税率	金額(税抜税込)	
	%	消費税額等

収 入  
印 紙



D211R18

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※ 取扱順序名

沖縄労働局

※ 取扱庁番号

00075679

※ 取扱所

労働保険 0847

※ 令和

04

※ 年度

労働保険番号 47101037020-000 0010189

※ 証書受領 金部

※ 取扱区分 62

※ 取扱区号 9

※ 取扱年月日 令和4年10月

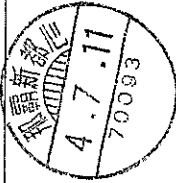
※ 取扱金額(円) 令和は9: 13,939

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

労働保険料	139,220	円
一般拠出金	113,939	円
納付額(合計額)	253,159	円

上記の合計額を領収しました。

領収日付等



あて先 〒900-0006 那覇市 おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎3階 沖縄労働局

(納付者様し)

労働保険特別会計歳入徴収官

※ 口座振替受領 円

※ 取扱区分

62

※ 取扱区号

9

納付の目的  
1. 令和 4年度 徴収 (金額又は1割)  
2. 令和 3年度 徴収

(住所) 〒901-1116 南風原町 字 照屋 305-1 コーポ大てる 1-B号室  
(氏名) 玉城武光事務所 玉城 武光

08-E006349 AA1A47R010189#  
47101037020-000 0010189

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

<計算式> 13,939円 - 2,880円 = 11,059円 充当割合金額 11,059円

政務活動に関するため

人件費

令和 4 年度 雇用職員申告票

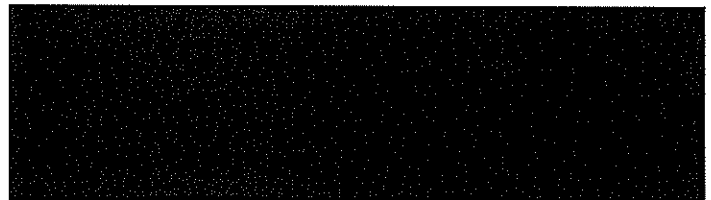
議員名 玉城 武光

被雇用職員名	[REDACTED]	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄: )	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和4年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

住所



雇用者 沖縄県議会議員

玉城武光



勤務の実態を証する提出書類

出勤簿  タイムカード  その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

人件費

【議員名 玉城 武光】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・訪問先との連絡・調整 等	5%
	研修に係るもの ・研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等）	5%
	広聴広報に係るもの ・広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ホームページの管理 ・広報紙の配付 等	5%
	要請陳情等に係るもの ・要請陳情先の機関との連絡・調整 ・住民相談、意見交換の対応 ・要請文、陳情文の作成 等	50%
	会議に係るもの ・各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・企業会団体との意見交換会の準備・運営 等	20%
	資料作成に係るもの ・打合せ資料の作成 ・議会質問で使用するパネルの作成 等	10%
	事務所での庶務に係るもの ・備品、消耗品等の管理 ・電話・来客対応、議員への連絡調整 ・政務活動費の管理、収支報告書の作成 等	5%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務	・政党の会議準備や資料作成 ・後援会の名簿管理	0%

令和元年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 玉城 武光



統一様式-⑤

雇用契約書


氏名	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
住所	[Redacted]	電話番号	[Redacted]

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和 3年 4月 1日 ~ 令和 4年 3月31日
主な就業場所	玉城武光事務所 南風原町字照屋305-1 コーポ大てる1-B
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類の作成
就業時間	午前11時から午後4時まで(5時間)
休日	土、日、祝日
給与(賃金)	月給 80,000円 (時給 1,000円 月16日勤務)
給与支払日	毎月月末〆切 翌月5日支払い
支払方法	<u>直接払い</u> 口座振替
備考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 4年 4月 1日

雇用者 氏名 玉城武光 

被雇用者 氏名 [Redacted]

令和4年度 雇用職員出勤簿

【 4 月】

雇用職員名: XXXXXXXXXX

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
●			●	●		●	●			●		●	●	●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
		●		●	●	●			●		●	●			

【 5 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	●				●			●		●	●	●		

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
●		●	●	●			●		●	●	●			●	●

【 6 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	●	●			●		●	●	●			●		●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
●	●			●		●	●	●			●		●		

【 7 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
●			●		●	●	●			●		●	●	●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
				●	●	●			●		●	●	●		

令和 4 年度 雇用職員申告票

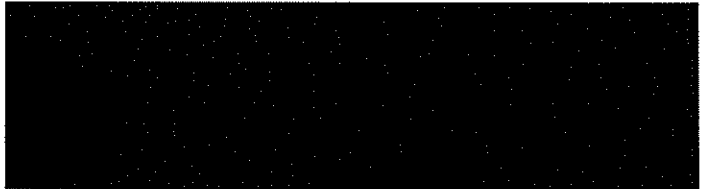
議員名 玉城 武光

被雇用職員名	[Redacted]	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄: )	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和4年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

住所



雇用者 沖縄県議会議員

玉城武光



勤務の実態を証する提出書類

出勤簿  タイムカード  その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。



勤務実態申告票

人件費

【議員名 玉城 武光】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・ 情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・ 現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・ 訪問先との連絡・調整 等	5%
	研修に係るもの ・ 研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等）	5%
	広聴広報に係るもの ・ 広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ ホームページの管理 ・ 広報紙の配付 等	5%
	要請陳情等に係るもの ・ 要請陳情先の機関との連絡・調整 ・ 住民相談、意見交換の対応 ・ 要請文、陳情文の作成 等	50%
	会議に係るもの ・ 各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・ 企業会団体との意見交換会の準備・運営 等	20%
	資料作成に係るもの ・ 打合せ資料の作成 ・ 議会質問で使用するパネルの作成 等	10%
	事務所での庶務に係るもの ・ 備品、消耗品等の管理 ・ 電話・来客対応、議員への連絡調整 ・ 政務活動費の管理、収支報告書の作成 等	5%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務	・ 政党の会議準備や資料作成 ・ 後援会の名簿管理	0%

令和元年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 玉城 武光



被雇用者



統一様式-⑤

雇 用 契 約 書

氏 名	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
住 所	[REDACTED]	電話番号	[REDACTED]

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和5年2月1日 ~ 令和5年3月31日
主な就業場所	玉城武光事務所 南風原町字照屋 305-1 コ-ポ大てる 1-B
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類の作成
就業時間	午後1時から午後5時まで(4時間)
休 日	土、日、祝日
給与(賃金)	月給 48,000 円 (時給 1,000 円 月 12 日勤務)
給与支払日	毎月月末〆切 翌月5日支払い
支払方法	<input checked="" type="radio"/> 直接払い <input type="radio"/> 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和5年2月1日

雇用者 氏 名

被雇用者 氏 名

玉城武光



